

日向市保育業務支援システム導入運用保守及び関連機器調達業務

質問に対する回答

No.	文書名	質問項目	ページ	質問内容	回答
1	仕様書	2. システム内容 (2) 機器類	2	本案件にて同時調達予定の新規端末に「PC・タブレット」とございますが、PCもしくはタブレット端末を各園5台ずつ新規導入するということでしょうか。 PCは既存端末をご使用いただき、新規端末は持ち運びしやすいiPadをご提案させていただきたいのですがよろしいでしょうか。可能な場合、想定しているスペック等をご教示いただけますでしょうか。	iPadに関しましては、ブラウザ（Safari）での閲覧は確認できました。しかしながら、庁内での業務実績（利用実績）がございませんので、それ以外のアプリの動作は不透明な要素があります。 スペックに関しましては、機能要件対応表にiPadの記載をしたものを新たに公開します。
2	仕様書	2. システム内容 (2) 機器類	2	各機器からシステムを利用するに当たっては、特定のソフトウェアを利用せず、webブラウザ（MicrosoftEdge、GoogleChrome）による利用とすること、とございますがwebブラウザとタブレットアプリケーションの併用でも問題ないでしょうか。	webブラウザ（MicrosoftEdge、GoogleChrome）による利用が望ましいですが、webブラウザとタブレットアプリケーションの併用となる場合は、庁内のセキュリティの面から別途協議が必要となります。
3	公告文	9. プレゼンテーション及びヒアリングの実施（2）	3	プレゼンテーションの参加は現地のみでしょうか。1名オンラインの参加など可能でしょうか。	プレゼンテーションは原則として現地と考えておりますが、オンラインと併用することは可能です。その際、オンラインで1名での参加は不可とし、現地プレゼンテーションへの1名の参加は必須とします。本事業に直接従事する責任者または担当者となる説明者は現地での参加をお願いします。人数につきましては、現地とオンラインあわせて4名以内とします。なお、オンラインを活用する場合の通信環境は貴社にて用意をお願いします。
4	公告文	9. プレゼンテーション及びヒアリングの実施（4）	3	スクリーン接続用のHDMIケーブルやマイクなどをご準備いただくことは可能でしょうか。	プレゼンテーションを予定している会場はプロジェクターを常設しており、無線接続用のHDMIケーブル、ワイヤレスマイクセット・スピーカーの準備は可能です。
5	実施要領	10. 企画提案書（任意様式）作成にあたっての留意点（1）	4	企画提案書の印刷ですが、両面か片面どちらでしょうか。	どちらでも構いません。

6	実施要領	12. プレゼンテーション及びヒアリングの実施 (4)	4	システムのデモンストレーションですが、審査員の方に端末をお渡しして操作いただく方法でもよろしいでしょうか。端末をお渡する場合の必要台数をご教示ください。	端末を操作してのデモンストレーションでも可能ですが、40分のプレゼンテーション時間内に収めてください。デモ端末は8台必要です。
7	実施要領	12. プレゼンテーション及びヒアリングの実施 (4)	4	デモ画面と企画書の画面が同じでない場合、当日にデモ画面のキャプチャを配布させていただいてもよろしいでしょうか。	公告書「7. 留意事項(1)」とあることから、企画提案書の内容を変更するような追加資料は不可とします。あくまでもデモに関する理解を深めるための説明資料であれば可とします。
8	仕様書	2. システム内容 (1)②	2	②の実績においては民間施設も含めていただくことは可能でしょうか。1000施設÷20団体だと1自治体あたり50施設以上になり、かなり限られた自治体様になってしまいます。また、様式第2号実績調書1(2)では「民間を含めた施設」と記載されています。	民間も含めての実績で結構です。
9	機能要件対応表	23		項目の追加はできませんが、健康に関する記録や、入所前の生活が入力できる項目をデフォルトで設定しています。どのような項目を追加することを想定されていますか？	予防接種、乳幼児健診、歯科検診、かかりやすい病気(けいれん歴)等を考えております。日向市保育業務システム帳票様式(見本)として「児童票の表紙」を添付資料として公開します。
10	機能要件対応表	51		取消された内容は保護者としても見られたくない情報を含む可能性があるため、弊社では確認ができないようにしております。取消後に確認されたい情報とはこういったものを想定されますでしょうか。	ご指摘のとおりですので、機能要件対応表51の「また、承認前に保護者もしくは職員が申請を取り消した場合も、取り消された内容が確認できること」という部分は削除いたします。
11	機能要件対応表	104		QRコードではなく、保護者アプリで打刻する場合は◎で回答して問題ないでしょうか。	登降園をした後にのみ打刻できる保護者アプリであれば◎での回答を可とします。
12	機能要件対応表	179~183		給食管理については提携業者からのシステム提供となります。提携業者の仕様で回答してよろしいでしょうか。	その認識で構いません。
13	実施要領	7. 参加表明手続等 (4)③	3	共同提案の場合の実績はシステムベンダー分でもよろしいでしょうか。	その認識で構いません。

14	実施要領	2. システム内容 (3)⑤	3	システム接続にあたっての回線整備、ネットワーク機器・無線アクセスポイント担当の設置・設定業務は、本業務に含まないものとする、とございますが、職員室および各保育室にインターネットのWi-Fi環境を整備予定という理解でよろしいでしょうか。	その認識で構いません。すでに職員室、各保育室にWi-Fi環境を整備し、庁内LANを経由したインターネット回線を使用しています。 ※本質問書の文書名が「実施要領」とありますが、「仕様書」との認識でよろしいでしょうか。
15	仕様書	2. システム内容(5) 帳票要件		「日向市保育業務システム帳票様式(見本)」が公告資料に見受けられたため、様式数を含め公開いただくことは可能でしょうか。	「日向市保育業務システム帳票様式(見本)」として、「児童票の表紙」を公開します。本市の帳票は、エクセル、ワードを使用した簡易な書式となっていますので、公開は参考資料として「児童票の表紙」のみとします。様式集は今のところ20様式前後を予定しています。
16	仕様書	7. 成果品の帰属(著作権等)		「本規定に定める以外の本業務による納入物」と記載がございますが、具体的に何を想定されておりますでしょうか。合わせて、帰属を「納入物の提供事業者」にした上で、発注者に許諾する形に変更することは可能でしょうか。	具体的な想定はありませんが、7(3)②に該当するようなケースとして、例えば仕様書に具体的記載がないもので市からの依頼により作成したドキュメント等が該当すると想定しており、現時点での記載の修正はありません。ただし、契約締結において帰属を納入物の提供事業者とするべきものが想定される場合は、発注者・受注者間において協議して決定します。
17	機能要件表	全般		「カスタマイズ(○)」の記載基準に関して、実装時期が不明確なものは○ではなく、対応不可(x)にあたるという認識でよろしいでしょうか。実施時期が不明確なものを許容した場合、実装予定のない機能をカスタマイズ対応(○)として不公平になってしまうので、念の為確認しております。	その認識で構いません。
18	機能要件表	全般		「カスタマイズ(○)」対応とした機能要件の実装に関して、契約前に実装計画や実装仕様に関するヒアリングがあるという認識でよろしいでしょうか。実施しない場合、実現性の乏しい実装計画や実装予定のない機能要件でも○でご提案できてしまい、実態にそぐわない加点および、契約後に仕様不履行となるリスクが生じるため確認しております。	「様式第2号 2 導入実績のある事業 (3) 今後導入予定(開発途中)の機能で、実装時期を明確にいただいた上で、その認識で構いません。

19	機能要件表	全般		要件の内容が、タブレットでしか利用出来ない・PCでしか利用が出来ない等の場合は、対応欄は「×」として記入した上で備考欄に対応端末種別(PC・タブレット等)を記載する必要がある認識でよろしいでしょうか。	その認識で構いません。
20	実施調書			契約実績の証明についてですが、5件について承諾があった内容は記載可能ですが承諾いただけなかった場合には伏せて提示するながれとなりますが実績としていただけますでしょうか。	その認識で構いません。